

### 3.5 財政収支見通しの検討

1. 事業の財政状態を把握した上で、検討期間を少なくとも30～40年程度として、更新需要見通しに対する財政面への影響を検討する。
2. 財政収支見通しの算定は、標準型と詳細型を基本とする。

#### 【解説】

1. について；検討期間は、「更新需要見通しの検討」と同様、少なくとも30～40年程度の中長期とする。財政収支見通しは、需要水量の見通しや経営の効率化等、種々の変動要素を含めて検討することが望ましい。しかし、30～40年という中長期の見通しについて定量的な検討を行うことは難しく、不確定要素が少なからずあることから、これらの要素によって検討結果が大きく変動し得ることも想定されることを念頭に置く必要がある。

2. について；財政収支見通しの算定は、表3.7に示す標準型と詳細型を基本とし、データの整理状況を勘案し決定する。

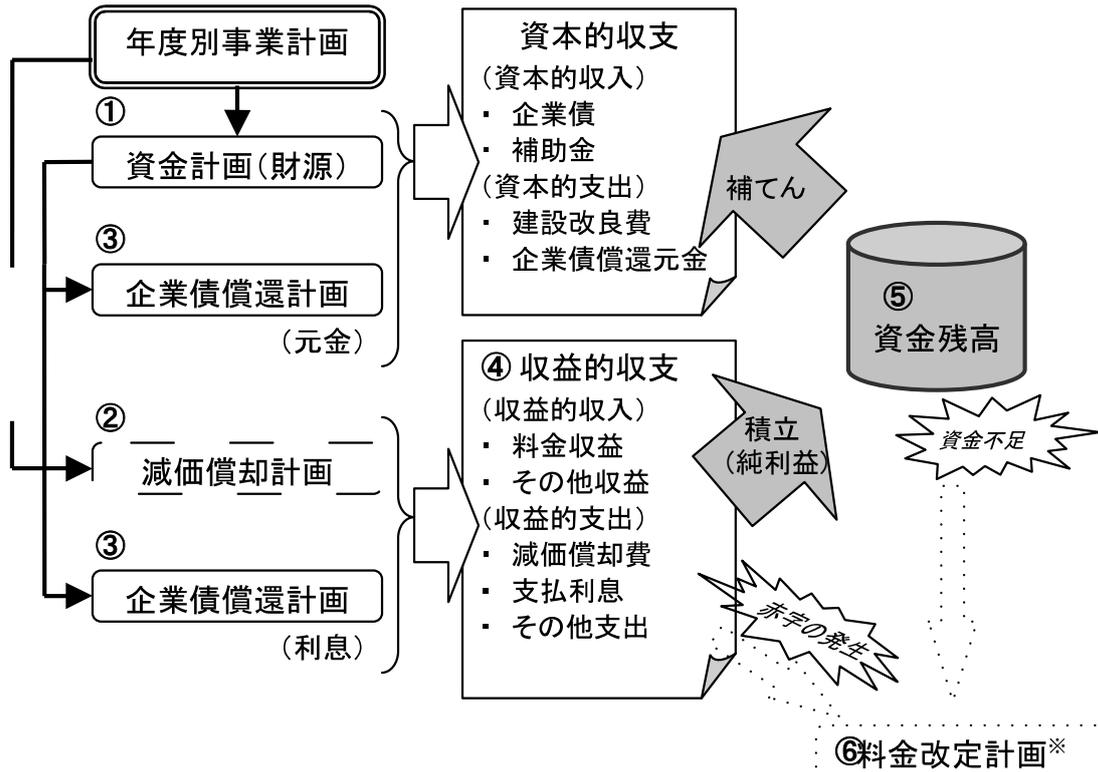
表 3.7 財政収支見通しの算定型式

型式	内 容
標準型	・一定の条件設定のもとで、収益的収支、資本的収支、資金収支等を検討し、更新需要に対しての財政シミュレーションを行い、適切な料金水準や資金残高、企業債残高を把握する。
詳細型	・更新需要以外の変動要素や種々の経営効率化方策、資産の状況に応じた維持管理費の推計、更新財源としての民間資金の活用可能性等を考慮して、包括的な経営シミュレーションを行い、財政収支見通しを検討する。 ・また必要に応じて、二部料金制への移行や資産維持費を計上するなど、その影響についても検討を行う。

#### 1) 標準型：一定の条件下での財政収支見通し

財政収支見通しの基本的な考え方は、図3.2に示すとおりである。ここで、収益的収支の純利益（収益的収入－収益的支出）は、財務諸表の一つである損益計算書において税抜き額で作成することが原則である。したがって、収益的収支については税抜き額で計上する。

また、補てん財源残高（前年度までの累積残高と当年度発生する資金から資本的収支不足額を控除して得られる金額）は、現金の余剰額を把握することを目的としていることから、資本的収支については税込み額で計上する。



※赤字が発生した場合においても、資金残高が確保されている状態であれば、料金改定は必要でないこともある。よって、純利益と資金残高の状況を勘案したうえで、必要に応じて料金改定計画の検討を行う。

図 3.2 財政収支見通しの考え方

2) 詳細型：資産維持費や二部料金制の導入を視野に入れた財政収支見通し

①資産維持費の導入

「資産維持費」は、将来にわたり必要な規模で工業用水道事業を維持できるよう、関連する施設の建設、改良、再構築等に充当する費用とする。

② 二部料金制等への移行

事業者とユーザー企業は、契約水量の見直しを含む実給水量に応じた料金制度への移行について可能な限り検討することが望ましい。

ただし、料金制度の変更は、事業経営の悪化や料金単価の引き上げとなる可能性があるため、料金制度変更の検討は、今後の工業用水道事業に関し、事業者とユーザー企業の双方にとって負担が最小のものとして合意できる施設の更新・耐震化計画やそれに係る資金計画を検討する際に、併せて行うことが望ましい。

## 二部料金制の検討について

本資料は、二部料金制を検討するにあたり、受水企業の皆様にその制度をご理解していただくために、作成したものです。

### 1 二部料金制の検討について

- (1) 工業用水道施設は、安定した工業用水供給を確保するため、受水企業からの申込水量（契約水量）を前提に建設されており、各事業者は事業運営に必要な経費を料金で回収する（総括原価方式）ため、多くの事業者は、受水企業の実給水量ではなく、契約水量に基づき料金を回収（責任水量制）しています。
- (2) しかし、事業開始後40～50年経過し、社会情勢や産業構造が変化したこと等により、契約水量と実給水量が乖離（本県の契約水量に対する実給水量の割合：約70.0%）し、更に節水やリサイクルなど水の合理化使用や製造コスト削減の制約要因などになっているため、受水企業の中には、契約水量の見直しを含む実給水量に応じた料金徴収制度への移行を要望されています。
- (3) 契約水量を実給水量に見直す場合は、それに伴う料金収入の減収分を大幅な料金改定で補填せざるを得なくなることから、「二部料金制」の導入について、各地区の実情や受水企業の意見等を考慮し検討したいと考えています。

### 2 二部料金制の事例

「二部料金制」とは、

- ① 使用水量による変動が少ない経費（固定費：人件費や減価償却費等）を契約水量で除した「基本料金」と、
- ② 使用水量による変動が大きい経費（変動費：動力費や薬品費等）を使用水量で除した「使用料金」の合算により料金を徴収する制度です。

#### 二部料金制の事例

##### 前提条件

地区契約水量 1,000 m<sup>3</sup>/日、地区平均使用水量 700 m<sup>3</sup>/日（平均使用率 70%）  
 受水企業は5事業所、年間事業費 10,950,000 円。  
 固定費(90%)9,855,000 円、変動費（10%動力費及び薬品費とする）1,095,000 円

①現行の料金制度 現行料金 30 円/m<sup>3</sup>→年間収入 10,950,000 円(30 円× 1,000 m<sup>3</sup>/日× 365 日)

##### ②二部料金（現行料金を維持した場合）

(固定：変動= 90:10) 基本料金 27 円/m<sup>3</sup>→年間収入 9,855,000 円(27 円× 1,000 m<sup>3</sup>/日× 365 日)  
 使用料金 3 円/m<sup>3</sup>→ " 766,500 円(3 円× 700 m<sup>3</sup>/日× 365 日)  
 合 計 30 円/m<sup>3</sup> " 10,621,500 円

③現行料金を維持した場合の減収額 328,500 円 (10,950,000 円－ 10,621,500 円)

##### ④減収額を補うための料金改定

基本料金 27 円/m<sup>3</sup>  
 使用料金 4.3 円/m<sup>3</sup>(328,500 円÷ 365 日÷ 700 m<sup>3</sup>/日≒ 1.3 円 3 円+1.3 円=4.3 円)  
 合 計 31.3 円/m<sup>3</sup>

※契約水量を実給水量に見直した場合の減収額を補うための料金改定  
 42.9 円/m<sup>3</sup>(30 円× 1,000 m<sup>3</sup>/日/ 700 m<sup>3</sup>/日)

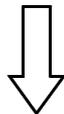
## 二部料金制のイメージ

変動費	動力費・薬品費			平均使用率(70%)で割増	使用料金 4.3 円
	修繕費				
固定費	負担金				
	人件費	基本料金 30 円			基本料金 27 円
	減価償却費				
	支払利息				
		責任水量制			二部料金制

※二部料金制を導入している団体の中には、変動費として動力費及び薬品費のほかに、修繕費や負担金等も変動費としている団体があります。

## 上記具体例の料金額

事業所	契約水量 m <sup>3</sup> /日	使用水量 m <sup>3</sup> /日	月額料金 (日額×30日) 円				現行との差
			現行料金	二 部 料 金			
				基本料金	使用料金	基本+使用	
A	300	240(80%)	270,000	243,000	30,960	273,960	+3,960
B	200	150(75%)	180,000	162,000	19,350	181,350	+1,350
C	200	140(70%)	180,000	162,000	18,060	180,060	+ 60
D	200	120(60%)	180,000	162,000	15,480	177,480	▲ 2,520
E	100	50(50%)	90,000	81,000	6,450	87,450	▲ 2,550
合 計	1,000	700(70%)	900,000	810,000	90,300	900,300	+300



## 二部料金制のポイント

二部料金制	各地区平均使用率<企業の実使用率・・責任水量制より負担が多くなる。
の料金負担	各地区平均使用率>企業の実使用率・・責任水量制より負担が少なくなる。

### 3 各地区の平均給水量

平成24年度 各地区契約水量及び1日平均給水量

(単位: m<sup>3</sup>/日)

	東葛・葛南	千葉	五井市原	五井姉崎	房総臨海	木更津南部	北 総	合 計
契約水量	105,215	121,200	116,810	396,221	141,697	204,700	535	1,086,378
平均給水量	54,937	83,121	65,215	299,129	91,600	166,275	228	760,505
平均使用率	52.2%	68.6%	55.8%	75.5%	64.6%	81.2%	42.6%	70.0%